○四国地方整備局告示第五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年九月十六日

四国地方整備局長　豊口　佳之

一　施行者の名称　愛媛県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十九年四国地方整備局告示第七十八号新居浜都市計画道路事業三・四・四号西町中村線

三　事業施行期間　自平成二十九年九月八日至令和十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○四国地方整備局告示第五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年九月十六日

四国地方整備局長　豊口　佳之

一　施行者の名称　愛媛県

二　都市計画事業の種類及び名称　新居浜都市計画道路事業三・五・二十二号西原松神子線

三　事業施行期間　自令和七年九月十六日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　愛媛県新居浜市高津町、桜木町、宇高町一丁目及び宇高町二丁目地内

使用の部分　なし

国会事項

参議院

臨時国会召集要求書送付

九月十一日議長は、議員斎藤嘉隆外百二十名から内閣総理大臣宛の次の臨時国会召集要求書が提出されたのでこれを内閣に送付した。

臨時国会召集要求書

我々野党十党派は、国政の停滞が国民生活に重大な影響を与えている現状を深く憂慮し、臨時国会の速やかな召集を強く要求する。去る七月二十日の参議院選挙において、国民は物価高騰や実質賃金の伸び悩み、社会保障制度の将来不安など、切実な生活課題に対する政治の対応を厳しく問うた。選挙で示されたこの明確な意思を、国会における論戦を通じて政策へ直ちに反映させることこそ、民主主義の根幹である。

しかしながら、投開票日からすでに二カ月近くが経過しているにもかかわらず、政府・与党は国会を開かず、国民への説明責任を果たしていない。その背景には、自民党内部の深刻な対立と主導権争いがあり、政権運営に大きな停滞と混乱を招いていることは明らかである。さらに、総裁選をいわゆる「フルスペック」で実施すれば、国会の空白は三カ月近くにも及ぶこととなり、ガソリン暫定税率の廃止、日米貿易交渉に伴う関税措置の影響緩和、災害対策、経済対策等に不可欠な補正予算の編成など、喫緊の課題に対する政府の対応が著しく遅延することが強く懸念される。かかる長期に及ぶ政治の空白は、国民生活に直接的かつ重大な影響を及ぼすものであり、断じて看過することはできない。よってここに、日本国憲法第五十三条及び国会法第三条に基づき、立憲民主・社民・無所属、国民民主党・新緑風会、日本維新の会、参政党、日本共産党、れいわ新選組、日本保守党、沖縄の風、チームみらい及び社会民主党に所属する参議院議員は、速やかに臨時国会を召集するよう強く求める。

令和七年九月十一日

代表者　斎藤　嘉隆

伊藤　孝恵

柴田　巧

梅村みずほ

仁比　聡平

伊勢崎賢治

北村　晴男

伊波　洋一

安野　貴博

福島みずほ

他百十一名

青木愛外百十名連名

内閣総理大臣　石破　茂殿

臨時国会召集要求書送付通知

九月十一日本院事務総長から衆議院事務総長宛、本院議員斎藤嘉隆外百二十名から臨時国会召集要求書が提出されこれを内閣に送付した旨通知した。

人事異動

最高裁判所

高等裁判所長官

仙台高等裁判所長官に補する　永渕　健一

静岡地方裁判所判事・静岡簡易裁判所判事

東京高等裁判所判事に補する　吉崎　佳弥

部の事務を総括する者に指名する

東京簡易裁判所判事・東京地方裁判所判事　徳岡　治

最高裁判所事務総局人事局長を免ずる

静岡地方裁判所判事に補する

静岡地方裁判所長を命ずる

静岡簡易裁判所判事に補する

静岡簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する　同

部の事務を総括する者の指名を解く　板津　正道

最高裁判所事務総局人事局長を命ずる

千葉地方裁判所判事兼千葉家庭裁判所判事・千葉簡易裁判所判事　戸苅　左近

東京地方裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

東京簡易裁判所判事に補する

東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事　内田　暁

千葉地方裁判所判事に補する

兼ねて千葉家庭裁判所判事に補する

千葉簡易裁判所判事に補する

東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　佐藤　哲郎

東京地方裁判所判事に補する

東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事　前澤　達朗

司法研修所教官に充てることを解く

東京高等裁判所判事に補する　鈴木　昭洋

同

部の事務を総括する者の指名を解く

司法研修所教官に充てる

東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　和波　宏典

東京高等裁判所事務局長を免ずる

東京地方裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する　同

東京高等裁判所事務局長を命ずる

横浜家庭裁判所判事・横浜簡易裁判所判事　平野　望

静岡地方裁判所判事に補する

静岡地方裁判所沼津支部勤務を命ずる

兼ねて静岡家庭裁判所判事に補する

静岡家庭裁判所沼津支部勤務を命ずる

沼津簡易裁判所判事に補する（以上九月八日）

山口家庭裁判所判事兼山口地方裁判所判事・岩国簡易裁判所判事　岡田　総司

大阪家庭裁判所判事に補する

大阪家庭裁判所岸和田支部勤務を命ずる

兼ねて大阪地方裁判所判事に補する

大阪地方裁判所岸和田支部勤務を命ずる

岸和田簡易裁判所判事に補する（九月九日）

東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事　渡邉達之輔

最高裁判所事務総局行政局第一課長を免ずる

最高裁判所事務総局広報課付の兼務を免ずる

東京高等裁判所判事に補する

同　佐藤　彩香

最高裁判所事務総局秘書課参事官を免じ

最高裁判所事務総局行政局第一課長を命ずる

兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる

同　松川　春佳

最高裁判所事務総局秘書課参事官を命ずる（以上九月十日）

○定年退官

高等裁判所長官小野瀬厚は九月七日限り定年退官

簡易裁判所判事春野浩二は九月七日限り定年退官